

## 奈良県教育委員会教育長訓令第七号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会事務決裁規程（昭和四十一年九月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

別表第一理事及び教育次長専決事項の欄第二号中「超過勤務及び休日勤務の命令」を「週休日、勤務時間及び休憩時間」に改め、同欄第三号を削り、同欄第四号を同欄第三号とし、同欄第五号を同欄第四号とし、同欄第六号中「かかる」を「係る」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同表課長等専決事項の欄中「かかる」を「係る」に改め、同欄第二号中「超過勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令」を「週休日、勤務時間及び休憩時間」に改め、同欄第三号を削り、同欄第四号を同欄第三号とし、同欄第五号を同欄第四号とし、同欄第六号を同欄第五号とし、同欄第七号を同欄第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員採用及び退職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二條第一項及び第十九條第一項の規定による休業の承認並びに地方公務員法第二十八條第二項第一号に掲げる事由に該当する場合の休職処分に関すること。

別表第一課長等専決事項の欄第八号を削り、同欄第九号を同欄第八号とし、同欄第十号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二中「かかる」を「係る」に改め、同表第二号中「超過勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令」を「週休日、勤務時間及び休憩時間」に改め、同表第三号を削り、同表第四号を同表第三号とし、同表第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同表第九号を同表第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員採用及び退職、地方公務員の育児休業等に関する法律第二條第一項及び第十九條第一項の規定による休業の承認並びに地方公務員法第二十八條第二項第一号に掲げる事由に該当する場合の休職処分に関すること。

別表第二第十号を削り、同表第十一号を同表第十号とし、同表第十二号を同表第十一号とする。